

町・道民税の均等割が変わります！

個人住民税の均等割は、標準税率（年額）で町民税 3,000 円、道民税 1,000 円と定められていますが、東日本大震災の復旧・復興のために臨時的な税制上の措置として、平成 26 年度から平成 35 年度までの間、均等割額が町民税・道民税それぞれ年額 500 円（合計 1,000 円）引き上げられることになりました。

町民の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

現 行

(平成 25 年度まで)

| | |
|-----|--------|
| 町民税 | 3,000円 |
| 道民税 | 1,000円 |
| 合 計 | 4,000円 |

特例期間

(平成 26 年度から
平成 35 年度まで)

| | |
|-----|--------|
| 町民税 | 3,500円 |
| 道民税 | 1,500円 |
| 合 計 | 5,000円 |

